

微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起時の公共施設等での対応について

平成25年3月 我孫子市環境経済部手賀沼課作成

事前の周知

- ・PM2.5について、注意喚起について共通理解する。
- ・児童、生徒の健康状況を把握する。
- ・連絡体制及び事前指導を徹底する。
- ・屋外活動を弾力的に運用できるよう割り振りを考慮する。

注意喚起の情報提供時

その日の体調にあわせて必要に応じて、次の対応をとる。なお、高感受性者(呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等)はより慎重な行動をとる。

- ・各機関・施設で直ちに周知し、県が公表する速報値をこまめに確認する。
※千葉県最新の最新大気環境情報 <http://air.taiki.pref.chiba.lg.jp/>
- ・不要不急の外出を控える。
- ・屋外での長時間にわたる激しい運動をできるだけ減らす。
- ・児童、生徒の体調に十分注意し、観察する。

●小児、高齢者、吸器系や循環器系疾患のある方

(屋内)

- ・なるべく屋外に出ることを控える。
- ・なるべく戸外に面した窓を閉める。

(屋外)

- ・屋外活動を中止し、屋内活動にできるだけ変更する。
- ・屋外活動を行う場合は、時間短縮に配慮して激しい運動をできるだけ減らす。

●運動会・体育祭等の屋外での行事について

PM2.5濃度が注意喚起のための暫定的な指針値(1時間値 $85\mu\text{g}/\text{m}^3$)を大きく超えない限り中止する必要はないと考えられるが、競技内容を変更する等して時間短縮に配慮して激しい運動をできるだけ減らす。

なお、呼吸器系や循環器系の疾患を有する者、小児、高齢者などについては、より低い濃度でも健康影響が生じる可能性があるため配慮する。